

# 特定非営利活動法人日野すみれ塾 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日野すみれ塾と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都日野市に置く。

2 本法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、地域の子どもに対して学習支援、食支援及び居場所の提供を行うとともに、地域の市民団体や支援者と連携した支え合いのネットワークを通じて、誰もが安心して学び成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童および学生のための学習支援事業
- (2) 教育に関する相談事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければなら

ない。

- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 会員は、理事会で別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1人を理事長とする

(選任等)

第14条 理事は理事会で選任する。監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の財産状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、監事は総会において出席者総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 本法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員又は理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席（書面表決又は表決委任を含む）がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法（電子メール）表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法（電子メール）により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）により招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール）をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法（電子メール）表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 本法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

2 本法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人の主たる事務所の掲示板に掲

示して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	仁藤 夏子
理事	廣川 理恵子
理事	庄司 来実
監事	溝口 常之

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 本法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員（個人・団体） 100円 賛助会員（個人・団体） 1口2,000円（1口以上）

7 本定款は、法人設立の登記の日から施行する。

## 役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 日野すみれ塾

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	ニトウ ナコ 仁藤 夏子	有	理事長
2	理事	ヒロカワ リエコ 廣川 理恵子	無	
3	理事	ショウジ クルミ 庄司 来実	無	
4	監事	ミゾグチ ツネユキ 溝口 常之	無	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

## 特定非営利活動法人 日野すみれ塾 設立趣旨書

## 1 趣旨

本団体の目的は、家庭の経済状況や環境に左右されることなく、すべての子どもが学ぶ機会を得られる地域社会を実現することです。

近年、家庭環境や経済的事情により、十分な学習支援を受けることができない子どもたちが地域の中に存在しています。こうした状況は、学力の定着だけでなく、将来の進路や自己肯定感にも影響を及ぼす要因となっています。

日野すみれ塾は、東京都日野市を拠点に、主に小学生・中学生を対象とした無料の学習支援活動を行ってきました。ボランティアによる学習支援を中心に、子ども一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、必要に応じて軽食等の食事提供を行い、安心して学べる環境づくりにも取り組んでいます。

今後も活動を継続・発展させていくためには、安定した組織運営体制の構築と、公益性・公共性を備えた活動基盤が必要であると考えました。そこで、任意団体として行ってきた活動を発展させ、特定非営利活動法人 日野すみれ塾を設立することとしました。

## 2 申請に至るまでの経過

2018年1月 任意団体「日野すみれ塾」設立、学習支援活動を開始

2025年8月 法人化に向けた検討を開始

2026年1月 設立総会開催

2026年 1月 27日

設立代表者

氏名

仁藤 夏子

## 2026年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人 日野すみれ塾

## 1 事業実施の方針

2026年度は、子どものための学習支援の提供を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,360 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童および学生のための学習支援事業	児童・学生の希望者に対して、講師による授業、ボランティアによる食事の提供を行う。	毎週木曜の夜	日野市内施設	約30人	日野市近郊に住む生徒	約25人	1,360
教育に関する相談事業	児童・学生の保護者に対して、個別面談を実施	随時	日野市内施設	約30人	日野市近郊に住む生徒	約25人	0

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【     】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

## 2027年度 事業計画書

特定非営利活動法人 日野すみれ塾

## 1 事業実施の方針

2027年度は、子どものための学習支援の提供を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,360 】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童および学生のための学習支援事業	児童・学生の希望者に対して、講師による授業、ボランティアによる食事の提供を行う。	毎週木曜の夜	日野市内施設	約30人	日野市近郊に住む生徒	約25人	1,360
教育に関する相談事業	児童・学生の保護者に対して、個別面談を実施	随時	日野市内施設	約30人	日野市近郊に住む生徒	約25人	0

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 日野すみれ塾

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】 経常収益</b>			
1	受取会費		1,000
	正会員受取会費	1,000	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		1,000,000
	受取寄附金	1,000,000	
3	受取助成金等		1,000,000
	受取助成金	1,000,000	
4	事業収益		0
	事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			2,001,000
<b>【B】 経常費用</b>			
1	事業費		0
	(1) 人件費		0
	役員報酬(事業)	0	
	(2) その他経費		1,360,000
	食糧支援費	800,000	
	旅費交通費(事業)	120,000	
	広告宣伝費(事業)	30,000	
	会議費(事業)	135,000	
	通信費(事業)	50,000	
	消耗品費(事業)	170,000	
	賃借料(事業)	40,000	
	支払手数料(事業)	0	
	雑費(事業)	15,000	
事業費計			1,360,000
2	管理費		240,000
	(1) 人件費		240,000
	役員報酬	240,000	
	(2) その他経費		305,000
	旅費交通費	120,000	
	外注費	45,000	
	システム利用料	60,000	
	会議費	0	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	50,000	
	消耗品費	30,000	
	賃借料	0	
	租税公課	0	
	雑費	0	
管理費計			545,000
経常費用計			1,905,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			96,000
<b>【C】 経常外収益</b>			
経常外収益計			0
<b>【D】 経常外費用</b>			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			96,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			3,000,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤			3,096,000

## 2027年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 日野すみれ塾

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>			
1	受取会費		1,000
	正会員受取会費	1,000	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		1,000,000
	受取寄附金	1,000,000	
3	受取助成金等		1,000,000
	受取助成金	1,000,000	
4	事業収益		0
	事業収益	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			2,001,000
<b>(B) 経常費用</b>			
1	事業費		0
	(1) 人件費		0
	役員報酬(事業)	0	
	(2) その他経費		1,360,000
	食糧支援費	800,000	
	旅費交通費(事業)	120,000	
	広告宣伝費(事業)	30,000	
	会議費(事業)	135,000	
	通信費(事業)	50,000	
	消耗品費(事業)	170,000	
	賃借料(事業)	40,000	
	支払手数料(事業)	0	
	雑費(事業)	15,000	
事業費計			1,360,000
2	管理費		240,000
	(1) 人件費		240,000
	役員報酬	240,000	
	(2) その他経費		305,000
	旅費交通費	120,000	
	外注費	45,000	
	システム利用料	60,000	
	会議費	0	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	50,000	
	消耗品費	30,000	
	賃借料	0	
	租税公課	0	
	雑費	0	
管理費計			545,000
経常費用計			1,905,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			96,000
<b>(C) 経常外収益</b>			
経常外収益計			0
<b>(D) 経常外費用</b>			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			96,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			3,096,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			3,192,000